

改 正 案	現 行
<p>二 総則</p> <p>3 監督処分等の時期等</p> <p>(1) 他法令違反に係る監督処分については、原則として、その刑の確定、<u>排除措置命令又は課徴金納付命令の確定</u>等の法令違反の事実が確定した時点で行うことを基本とするが、その違反事実が明白な場合は、刑の確定等を待たずに行うことを妨げるものではない。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>三 監督処分の基準</p> <p>2 具体的基準</p> <p>(1) 建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（競売入札妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）</p> <p>a・b 略</p> <p>c 独占禁止法に基づく<u>排除措置命令又は課徴金納付命令の確定</u>があった場合は、15 日以上を原則として、営業停止処分を行うこととする。</p> <p>d 略</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>二 総則</p> <p>3 監督処分等の時期等</p> <p>(1) 他法令違反に係る監督処分については、原則として、その刑の確定、<u>排除勧告の応諾又は審決の確定</u>等の法令違反の事実が確定した時点で行うことを基本とするが、その違反事実が明白な場合は、刑の確定等を待たずに行うことを妨げるものではない。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>三 監督処分の基準</p> <p>2 具体的基準</p> <p>(1) 建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（競売入札妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）</p> <p>a・b 略</p> <p>c 独占禁止法に基づく<u>排除勧告の応諾、審決の確定又は課徴金納付の確定</u>があった場合は、15 日以上を原則として、営業停止処分を行うこととする。</p> <p>d 略</p> <p>(2)～(4) 略</p>